

(別紙①)

## 介護老人保健施設ライフポート泉南サービス利用料金

平成30年4月1日より

### 1. 介護保険給付対象費用(1日あたり) ③は自己負担額

#### 基本型【多床室の場合】

(非課税)

要介護度	要介護-1	要介護-2	要介護-3	要介護-4	要介護-5
①施設サービス利用料金	7,918円	8,411円	9,037円	9,561円	10,105円
②介護保険からの給付額	7,126円	7,570円	8,133円	8,605円	9,095円
③自己負担総額	792円	841円	904円	956円	1,010円

#### 従来型【個室の場合】

(非課税)

要介護度	要介護-1	要介護-2	要介護-3	要介護-4	要介護-5
①施設サービス利用料金	7,168円	7,630円	8,257円	8,791円	9,314円
②介護保険からの給付額	6,451円	6,867円	7,431円	7,912円	8,383円
③自己負担総額	717円	763円	826円	879円	931円

### 2. 介護保険給付対象費用(1日あたり) ③は自己負担額

#### 在宅強化型【多床室の場合】

(非課税)

要介護度	要介護-1	要介護-2	要介護-3	要介護-4	要介護-5
①施設サービス利用料金	8,400円	9,160円	9,797円	10,372円	10,937円
②介護保険からの給付額	7,560円	8,244円	8,817円	9,335円	9,843円
③自己負担総額	840円	916円	980円	1,037円	1,094円

#### 在宅強化型【個室の場合】

(非課税)

要介護度	要介護-1	要介護-2	要介護-3	要介護-4	要介護-5
①施設サービス利用料金	7,589円	8,318円	8,955円	9,530円	10,095円
②介護保険からの給付額	6,830円	7,486円	8,059円	8,577円	9,085円
③自己負担総額	759円	832円	896円	953円	1,010円

※在宅強化型施設サービス費については、介護保険法に定めるところによる算定要件を満たした月に算定致します。

※毎月施設の運営状況に応じて従来型・強化型のどちらかを算定致します。

### 3. その他の介護保険給付対象費用

- \*夜勤職員配置加算 : 夜間における手厚い職員配置に対して加算します。
- \*サービス提供体制強化加算Ⅰ : 厚生労働大臣が定める基準を満たした職員配置に対し加算されます。
- \*短期集中リハビリテーション実施加算 : 入所後間もない期間に集中的に行うリハビリテーション
- \*認知症短期集中リハビリテーション実施加算 : 記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせたリハビリテーション
- \*栄養マネジメント加算 : 利用者に合わせた栄養管理に対し加算されます。
- \*低栄養リスク改善加算 : 低栄養リスクの高い方に対し、改善栄養計画を作成し支援を行う。
- \*再入所時栄養連携加算 : 医療機関からの再入所の際に大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関側との連携した支援を行います。
- \*経口移行加算 : 経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度として算定します。
- \*経口維持加算Ⅰ・Ⅱ : 多職種による摂食状況の観察・把握を行い、咀嚼・嚥下機能維持の為の支援を行います。
- \*口腔衛生管理体制加算 : 歯科衛生士など指示を受けた介護職員より口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行います。
- \*療養食加算 : 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に算定
- \*在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ : 在宅復帰・在宅療養に向けての支援強化に対し加算されます。
- \*じょくそうマネジメント加算 : じょくそう発生を予防するため、定期的な評価を行い、その結果に基づき、計画的な管理を行います。
- \*排せつ支援加算 : 排せつに介護を要する方に対し、多職種協働の支援計画を作成し、支援を行います。
- \*かかりつけ医連携薬剤調整加算 : 施設の医師とかかりつけ医師が連携し、処方されている内服薬の減薬の退所支援が行われた場合に算定。
- \*初期加算 : 入所日から30日間に限って算定
- \*外泊の場合 : 施設サービス利用料金が変わります(ひと月に6日限度)。
- \*入所前・後訪問指導加算Ⅱ : 退所後生活する居宅などへ訪問を行い、退所後の生活に係る支援計画を策定し療養上の指導を行います。
- \*試行的退所時指導加算 : 試行的に自宅等へ退所される際に、療養上の指導を行った場合に算定。
- \*退所前連携加算 : 居宅ケアマネージャーと退所前より連携・調整を行い在宅支援を行います。

- \*退所時情報提供加算 : 退所後の主治医に対して診療状況を示す文章を添え紹介した場合に算定。
- \*訪問看護指示加算 : 退所時に訪問看護指示書を交付した場合に算定。
- \*所定疾患施設療養費Ⅱ : 厚生労働大臣が定める入所者に対し投薬・検査・処置等行った場合算定  
(7日限度)
- \*地域連携診療計画情報提供加算 : 計画管理病院などに情報提供を行った場合に算定
- \*緊急時治療管理 : 病状が著しく変化した場合その他やむを得ない場合において行われる  
緊急の治療
- \*認知症情報提供加算 : 認知症専門機関に対する情報提供時に算定
- \*ターミナルケア加算 : 各職種が共同にて利用者・家族の求めに応じ随時説明を行い同意を得て  
ターミナルケアに取り組む場合に算定
- \*特 定 治 療 : 老人保健法で定める特別な医療行為。
- \*介護職員処遇改善加算: 事業所において介護職員の賃金改善の取り組みに対する評価

(非課税)

加算項目	1. 施設サービス利用料金	2. 介護保険からの給付額	3. 自己負担額
夜勤職員配置加算	246円	221円	25円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	184円	166円	18円
栄養マネジメント加算	143円	129円	14円
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算	349円	314円	35円
(認知症)短期集中リハビリ テーション実施加算	2,464円	2,218円	246円
経口移行加算	287円	258円	29円
経口維持加算Ⅰ (1月につき)	4,108円	3,697円	411円
経口維持加算Ⅱ (1月につき)	1,027円	924円	103円
口腔衛生管理体制加算 (1月につき)	308円	277円	31円
療養食加算(1食あたり)	61円	55円	6円
再入所時栄養連携加算	4,108円	3,697円	411円
低栄養リスク改善加算	3,081円	2,772円	309円
初期加算 (入所日より30日間に限り)	308円	277円	31円
かかりつけ医連携薬剤 調整加算	1,283円	1,155円	128円
じょくそうマネジメント加算	102円	92円	10円
排せつ支援加算 (1月につき)	1,027円	924円	103円
外泊時費用	3,717円	3,345円	372円
入所前・後訪問指導加算 (Ⅱ)	4,929円	4,436円	493円
試行的退所時指導加算	4,108円	3,697円	411円
退所時情報提供加算	5,135円	4,621円	514円
退所前連携加算	5,135円	4,621円	514円
老人訪問看護指示加算	3,081円	2,772円	309円
地域連携診療計画情報提供 加算	3,081円	2,772円	309円

所定疾患施設療養費Ⅱ	4,878円	4,390円	488円
緊急時治療管理	5,247円	4,723円	524円
認知症情報提供加算	3,594円	3,235円	359円
ターミナルケア加算 (死亡日)	16,945円	15,250円	1,695円
ターミナルケア加算 (死亡日以前2日又は3日)	8,421円	7,579円	842円
ターミナルケア加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	1,643円	1,478円	165円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位×39／1000		
特定治療	診療報酬で定める診療点数による		

1日(1回)当たりの金額

#### 4. 介護保険給付対象外費用

**\*食費(1日あたり) 1,380円(非課税)**

食材料費、調理費、経費等の標準負担額

※ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

**\*居住費(1日あたり)**

光熱水費、滞在費としての標準負担額

個室(1日あたり) 1,640円(非課税)

多床室(1日あたり) 370円(非課税)

※ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(注)ご利用者が外泊・試行的退所等でご不在の場合も、お部屋を確保している関係上、居住費が引き続き必要となりますが、ご利用者の希望により下記のいずれかの取扱いが可能です。ご希望の番号に○印を記入願います。

( )1. 居室を確保する。

ア. 第1～3段階の方は、不在中、居住費負担限度額をお支払い頂きます。

イ. 第4段階の方は、不在中、居住費をお支払いいただきます。

( )2. 他の利用者があれば、不在の間、居室を提供しても良い。

ア. ご不在時の期間の居住費は頂きません。

イ. 不在時の家財一式は別の部屋にて保管いたします。

ウ. 外泊・試行的退所等が終了しましたら、再度ご利用可能いただけます。

エ. 他の利用者の都合により、場合によっては戻られた時点では、違う居室をご利用いただく可能性があります。

**\*特別な室料(1日あたり) 1,360円(税込み)**

室内にテレビ、ソファ、ワゴン等が設置され、20㎡以上の居住空間を提供します。

個室としての居住費は別途必要になります。

**\*日用品費(1日あたり)** 150円(非課税)  
シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、石鹸、タオル、おしぼり

**\*教養娯楽費(1日あたり)** 150円(非課税)  
習字道具、絵画用具、工作用具、裁縫用具、その他、クラブ活動の消耗品費

**\*洗濯代(1回あたり洗剤料金含む)**  
入浴時着替え一式 300円(非課税)  
(上下衣、下着、バスタオル等)  
その他 1点 50円(非課税)  
厚手の衣服 1点 100円(非課税)  
原則として洗濯はご家族にお願いしております。

**\*洗濯事務手数料** 105円(非課税)  
利用者の希望により、洗濯を業者に委託する場合

**\*文書料(1通あたり)** 5,400円(税込み)  
死亡診断書並びに利用者等から任意に要請されて作成する診断書。  
(死亡診断書、生命保険給付等に関する診断書など)

**\*電気代(1機種・1日あたり)** 50円(税込み)  
利用者が個々に利用する電気の使用料。(電気毛布、電気こたつ、テレビ、パソコン等)

**\*その他**  
前記のほか、利用者が個々に希望する法定代理受領サービスに該当しないものについては、実費相当額とします。

- ・利用者が選定する特別な食事の提供
- ・複写(コピー)を希望される場合は、1枚につき10円(税込み)とします。
- ・利用者等のスナップ写真を希望する場合は、1枚40円(税込み)とします。
- ・送迎は原則として、ご家族にお願いしております。
- ・その他

## 利用者からの苦情を処理するための措置の概要

施設名	介護老人保健施設 ライフポート泉南										
施設種別	介護老人保健施設										
措置の概要											
<p><b>1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口、担当者の配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談、苦情に関する体制として、下記の担当者を配置し、また、施設の指定個所に匿名での申出も行えるよう「ご意見箱」を設置する。申出の内容については、苦情受付担当者及び、苦情対応委員会にて必要な措置にあたる。</li> <li>常設の窓口と担当者及び電話番号（ファックス番号） <ul style="list-style-type: none"> <li>設置場所：ライフポート泉南フロアエレベーター前（3・4階）</li> <li>担当者：苦情解決責任者 施設長 榎本 克己</li> <li>苦情受付担当者 看護介護部長 山出谷 美紀</li> <li>介護課長 北野 あゆみ</li> <li>事務課長 岩本 洋平</li> </ul> </li> </ul> <p>電話番号：072-480-5610 FAX：072-485-0270</p>											
<p><b>2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制と手順</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>苦情又は相談があった場合、申出の内容等、状況を詳細に把握するため、必要に応じて利用者を訪問し、事実関係の確認を行う。</li> <li>受付担当者は速やかに施設長に苦情の内容等を報告し、関係職員とともに対応を協議する。</li> <li>対応にあたっては必要に応じ、第3者委員へ相談・助言をもとめ、また、重大な内容についてはセンター運営会議にて対応を行う。改善内容等が決定した後は速やかに申出人へ報告・掲示板への掲示を行うとともに、職員への伝達・周知徹底を図る。</li> </ul>											
<p><b>3. 匿名の苦情への対応を行うための処理体制と手順</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見箱を設置</li> <li>設置場所と設置個所（相談室及び2階から4階のエレベーターホールに各1カ所）</li> <li>対応結果の公表（3・4階のフロア内掲示板に掲示）</li> </ul>											
<p><b>4. その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当施設において処理し得ない内容等についても、行政窓口等の関係機関との協議により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対処する。</li> <li>行政機関の苦情受付窓口 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>大阪府高齢介護室</td> <td>06-6944-7203</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(FAX)</td> <td>06-6944-6670</td> </tr> <tr> <td>泉南市役所介護保険係</td> <td>072-483-8251</td> </tr> <tr> <td>大阪府国民健康保険団体連合会</td> <td>06-6949-5418</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(FAX)</td> <td>06-6949-5417</td> </tr> </table> </li> </ul>		大阪府高齢介護室	06-6944-7203	(FAX)	06-6944-6670	泉南市役所介護保険係	072-483-8251	大阪府国民健康保険団体連合会	06-6949-5418	(FAX)	06-6949-5417
大阪府高齢介護室	06-6944-7203										
(FAX)	06-6944-6670										
泉南市役所介護保険係	072-483-8251										
大阪府国民健康保険団体連合会	06-6949-5418										
(FAX)	06-6949-5417										